

東海市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第38号

東海市庁舎管理規則の一部を改正する規則

東海市庁舎管理規則(昭和50年東海市規則第1号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号中「午前8時」を「午前9時」に改め、同項第2号中「午後5時30分」を「午後4時」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。